

新型コロナウイルスの影響でねりま区報6月1日号の発行日が遅れる場合があります。

▶問合せ: 広報係 ☎5984-2690

緊急対策 子育て世帯に

臨時特別給付金を支給



新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため、「臨時特別給付金」を支給します。国の支援に加え、区独自の支援があります。対象の方には、案内を送付します。いずれも原則、申請は不要で、希望しない場合は届出書を提出してください。詳しくは、案内や区ホームページをご覧ください。▶問合せ: 児童手当係 ☎5984-5824

国の支援

【子育て世帯への臨時特別給付金】

対象 4月分の児童手当を受給している方
※所得制限額を超える特例給付の受給者は対象外です。
※3月に中学校を卒業した場合なども、3月分の児童手当の対象者であれば、対象になります。

案内の送付時期 5月中

給付時期 6月下旬以降(予定)

給付額 児童1人1万円(1回限り)

※公務員の方は所属庁の証明を受けた申請書を、10月30日(必着)までに郵送で〒176-8501区役所内子育て支援課児童手当係へ提出してください。

区独自の支援

【ひとり親家庭への臨時特別給付金】

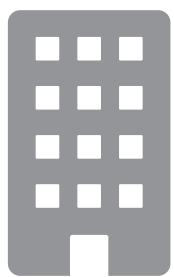
対象 5月分の児童扶養手当を受給しており、練馬区に住民登録のある方
※児童扶養手当の全部支給停止者は対象外です。

案内の送付時期 6月上旬

給付時期 6月下旬以降(予定)

給付額 1世帯5万円(1回限り)

手続きの流れ 原則、申請は不要です

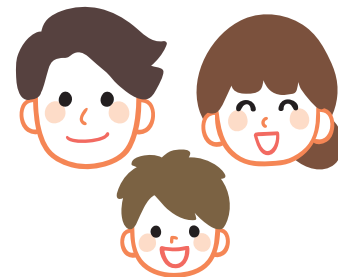


区役所

案内を送付

希望しない場合は届出書を提出

児童手当・児童扶養手当の登録口座へ振り込み



対象の子育て世帯

区独自の支援

小学生以下のお子さんがあるひとり親家庭向け
ホームヘルプサービスを拡充します

問合せ

総合福祉
事務所相談係

〒176の地域…練馬 ☎5984-4742
〒179の地域…光が丘 ☎5997-7714
〒177の地域…石神井 ☎5393-2802
〒178の地域…大泉 ☎5905-5263

拡充① 在宅勤務家庭にも派遣

拡充② 利用料金を無料に

小学生以下のお子さんがあるひとり親家庭の方が、就業などで家事や育児にお困りの場合にヘルパーを派遣しています。

新型コロナウイルス感染症への対応として、在宅勤務をしている方で、保育園や学童クラブの休園・登園自粛によりお子さんの預け先がない場合にも利用を拡充します。また、利用料金を当面の間、無料にします。利用には事前登録が必要です。詳しくは、お問い合わせください。

1人10万円の特別定額給付金の申請は、2面で紹介